

令和7年分 年末調整の変更点について

税制改正のポイントと必要な手続きを確認しましょう

今年の3つの大きな変更点

特定親族特別控除 新設

19歳～22歳のご家族（大学生など）がいる方が対象。アルバイト等の収入が一定額ある場合でも、新しい控除を受けられるようになりました。

扶養の所得要件 改正

扶養に入る所得の上限が、合計所得48万円以下から58万円以下に引き上げられました。昨年対象外だったご家族が対象になる可能性があります。

基礎控除 自動計算

あなたの所得に応じて控除額が変わります。ほとんどの方は年末調整で自動計算されるため手続きは不要です。



あなたに必要な手続きは？かんたん確認フロー

1 19歳～22歳のご家族はいますか？

（令和7年12月31日時点の年齢。大学生のお子様など）

- ▶ はい → 右の表でご家族の年収欄を確認してください。
- ▶ いいえ → STEP②へ進んでください。

同じ方を控除対象にできる
のはお一人のみです。



【STEP①該当者のみ】19歳～22歳のご家族の給与年収は？

給与年収	対象となる控除	必要な手続き
123万円以下	特定扶養親族	変更なければ不要、新規/変更はNEOプロフィール申請で家族情報を申告
123万円超～188万円以下	特定親族特別控除【新設】	NEOプロフィール申請で家族情報を申告
188万円超	対象外	手続き不要

※収入が給与のみの場合の年収目安です。

2 その他に扶養を確認したいご家族はいますか？

（配偶者や、STEP①以外のお子様・ご両親など）

- ▶ はい → 右の表でご家族の年収欄を確認してください。
- ▶ いいえ → 確認は終了です。お疲れ様でした！

配偶者の場合、給与収入123万円
超～201.6万円未満であれば、配偶
者特別控除を受けることができます。

【STEP②該当者のみ】配偶者・その他のご家族の給与年収は？

給与年収	対象となる控除	必要な手続き
123万円以下	扶養控除 / 配偶者控除	変更なければ不要、新規/変更はNEOプロフィール申請で家族情報を申告
123万円超～201.6万円未満	扶養控除の対象外 (配偶者の場合、配偶者特別控除の対象)	NEOプロフィール申請の家族情報から扶養を外す手続き (配偶者の場合は年末調整で別途申告)
201.6万円以上	対象外	手続き不要

※収入が給与のみの場合の年収目安です。

補足・よくあるご質問

Q. ご家族の収入が給与以外（個人事業主など）の場合は？

年間の「合計所得金額」で判断します。上記の表はあくまで給与収入のみの目安です。ご不明な場合は、お問合せフォームよりご家族の収入状況と合わせてご質問ください。

Q. ご家族の今年の年収がまだ確定していないのですが…

年末調整時点での「見積額」で申告してください。もし見積額が変わり、扶養の条件から外れる場合は、後日ご自身で確定申告が必要になることがあります。



ご不明な点は、年末調整お問合せフォームよりご連絡ください。

© 2025 Quick Care Jobs Co., Ltd. All rights reserved.